

ギャンブル等依存症対策基金・大阪府文化振興基金 寄附型自動販売機共同設置事業 募集要項

- 大阪府では、ギャンブル等依存症の本人やその家族等の回復支援等につながる事業（医療機関・民間団体等が行う医学的支援・就労支援・社会参加支援など）に活用し、府民の健全な生活の確保を図るとともに、府民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、「ギャンブル等依存症対策基金」を設置しています。

ホームページ <https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/kikinn/index.html>

- また、大阪府では、みんなで文化を支える仕組みづくりとして、文化を通じた次世代育成に繋がる事業や大阪の文化振興に資する事業に活用するため、「大阪府文化振興基金」を設置しています。

ホームページ <https://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/bunkakikin/index.html>

- この度、「ギャンブル等依存症対策基金」及び「大阪府文化振興基金」では、「ギャンブル等依存症対策基金・大阪府文化振興基金 寄附型自動販売機」（以下「寄附型自販機」という。）を共同設置することで、設置した自動販売機の売上金の一部を両基金にご寄附いただく事業に取り組むこととしました。
- この事業の一環として、大阪府茨木保健所内及び大阪府こころの健康総合センター内に寄附型自販機を設置していただける自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を、下記のとおり募集します。

※ 令和6年2月29日（木）から3月13日（水）まで2施設双方に寄附型自販機を設置いただける設置事業者を募集しましたが、事業者の決定に至らなかったため、改めて、各設置場所につき1者設置いただける事業者を募集します。

記

1 事業の趣旨・目的

寄附型自販機の設置を通し、その自販機の売上により「ギャンブル等依存症対策基金」及び「大阪府文化振興基金」へご寄附いただくことで、ギャンブル等依存症の本人やその家族等の回復支援等につながる事業や、文化を通じた次世代育成に繋がる事業・大阪の文化振興に資する事業を一層推進するものです。

2 事業の内容

本事業は、大阪府と設置事業者の協力事業とし、設置事業者は、本事業にかかる協定書を大阪府と締結のうえ、以下の内容を実施していただきます。

(1) 寄附型自販機の設置、管理

① 今回募集する寄附型自販機の設置場所、外形寸法等は次のとおりです。

	所在地	設置場所	台数	種類	外形寸法		位置
					幅	奥行き	
1	茨木市大住町8番11号	大阪府茨木保健所1階	1	缶・ビンPET	1.30m以内	0.90m以内	別紙図1
2	大阪市住吉区万代東3丁目1番46号	大阪府こころの健康総合センター1階	1	缶・ビンPET	1.30m以内	0.90m以内	別紙図2

※ 各設置場所につき、1者を募集します。（最大2者）

② 寄附型自販機の設置場所については、大阪府が無償で提供します。

③ 寄附型自販機の設置・維持管理にかかる経費等の公募条件等については、**4 公募条件等**をご参照ください。

④ その他の事項に関しては、本事業の趣旨・目的を踏まえ、大阪府と協議することとします。

⑤ 商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあることから、それらの支障が

ないか、応募前に設置場所の確認をお願いします。設置場所の確認を希望される場合は、原則として職員が立ち会いますので、**13 その他**に記載の担当者まで、必ず事前にご連絡ください。

- ⑥ 設置事業者は、令和6年5月13日（月）から令和6年5月21日（火）までに設置すること。設置にあたっては、原則、職員が立ち会いますので、**13 その他**に記載の担当者まで必ず事前にご連絡ください。やむを得ず、設置期間内に設置不可能な場合は必ず事前に協議してください。

(2) ギャンブル等依存症対策基金及び大阪府文化振興基金への寄附

寄附型自販機の売り上げの一部を、ギャンブル依存症対策基金及び大阪府文化振興基金にご寄附いただけます。（大阪府が年2回発行する納入通知書により納付していただきます。）

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限りご応募いただくことができます。

- (1) 飲料メーカーもしくはベンダー事業者であること。
- (2) 地域貢献企業バンク（大阪府政・地域貢献企業登録制度）に登録していること（未登録の場合は、応募と同時に登録の手続きを行うことも可。但し、応募締め切り日までに要件を具備するものとします。）
「地域貢献企業バンク（大阪府政・地域貢献企業登録制度）」ホームページ
⇒ <http://www.pref.osaka.lg.jp/gyokaku/koukenkiyou/>
※「地域貢献企業バンク（大阪府政・地域貢献企業登録制度）」に関する問い合わせ先
大阪府 財務部 行政経営課 公民連携グループ（TEL. 06-6944-6401）（ダイヤルイン）
- (3) 本事業の趣旨・内容を理解し、大阪府の共同事業者として誠実に事業を推進することに同意すること。
- (4) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
 - ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合（乳飲料の販売等）は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (8) 都道府県税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。
- (9) 大阪府入札参加資格者については、募集期間内に大阪府から入札参加停止措置を受けていないこと。

4 公募条件等

(1) 事業期間

事業期間は、自動販売機設置日（令和6年5月13日（月）から令和6年5月21日（火）まで）から令和7年3月31日までとします。令和7年4月1日以降、事業継続を希望する場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを条件として1年毎にお申し出をいただくことにより、最長、

令和 11 年 3 月 31 日までの間、事業を継続いただくことができます。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や設置事業者の事業状況を勘案して支障がないと大阪府が判断した場合に限ります。

(2) 必要経費等

① 必要経費

- ・ 寄附型自販機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。
- ・ 寄附型自販機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とします。使用料を大阪府が指定する期限までに全額納入してください。また、大阪府茨木保健所と大阪府こころの健康総合センターについては、本協定締結と同時に別途電気料金の負担に係る協定書を締結してください。

【電気使用料】

- ・ 電気使用量の算出にあたっては、設置事業者の負担により子メーターを設置してください。
- ・ 電気使用料は、電気事業者からの請求額を使用電力量で割った額を電気料金単価とし、電気料金単価に電気使用量を乗じた額とします。

○大阪府茨木保健所の電気使用料納入方法

- ・ 電気使用料は、府担当者が毎月算出した額を、納入通知書により期限までに納入してください。
- ・ なお、電気使用量は、府担当者が毎月子メーターの検針を行い算出した量とします。

○大阪府こころの健康総合センターの電気使用料納入方法

- ・ 電気使用料は、府担当者が四半期ごとに算出した額を、納入通知書により期限までに納入してください。
- ・ なお、電気使用量は、府担当者が四半期ごとに子メーターの検針を行い算出した量とします。

② 設置方法等

寄附型自販機は、設置位置図に示した場所に、指定した外形寸法を超えないものを設置してください。また、日本工業規格自動販売機据付基準 (JIS B 8562-1996)、自動販売機据付基準 (2008 年策定版) 及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、十分な転倒防止措置を行い、安全設置してください。

据付方法を原因とする事故が発生した場合の責任は、すべて設置事業者にあるものとします。

(3) 使用上の制限

事業期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 大阪府と締結する本事業に関する協定を遵守すること。
- ② **3 応募資格要件** (5) にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 寄附型自販機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪府の指示に従うこと。
- ⑤ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。
- ⑥ 大阪府茨木保健所に設置する寄附型自販機は、キャッシュレス決済型 (現金併用) 自動販売機とすること。仕様については、自動販売機に装備された端末機に各種カードや二次元コードをかざすことで決済可能な各種電子マネー (交通系を含む) を 3 種類以上利用できる機能を有すること。また、大阪府茨木保健所に設置する寄附型自販機は、災害対応型自動販売機 (フリーベンド) とすること。(フリーベンドの仕様については、メーカー標準仕様とする。) 設置事業者は、災害時に避難者等に対し、災害対応型自動販売機内の在庫飲料を無償で提供することとし、大阪府から要請があった場合に協力するものとする。なお、在庫飲料の提供に必要な鍵の受け渡し等、詳細については別途大阪府と協定等を締結すること。(無償提供の対象となる「災害時」とは、設置場所において、震度 6 弱以上の地震又は同等以上の災害が発生し、大阪府に災害対策本部が設置された場合を想定しています。)

- ⑦ 大阪府グリーン調達方針に適合すること。
「大阪府グリーン調達方針」ホームページ
⇒<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenhotatsu.html>
- ⑧ 寄附型自販機のペットボトル飲料の選択ボタン数又は商品種類（同一商品を一種類とする。）の割合を、全体の1/3以下とすること。
- ⑨ 飲料の購入者等が、「ギャンブル等依存症の本人やその家族等の回復支援等につながる事業や、文化を通じた次世代育成に繋がる事業・大阪の文化振興に資する事業に資する自動販売機であること」を認識できるよう、表示等を工夫すること。さらに、大阪府茨木保健所に設置する寄附型自販機では「災害対応型自動販売機であること」についても認識できるように表示等を工夫すること。

(4) 維持管理責任

事業期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など寄附型自販機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
なお、寄附型自販機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、寄附型自販機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないものとします。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを大阪府に提出すること。
また、電気使用量を算出するための子メーターの有効期限にも注意することとし、期限前に子メーターの交換等を適切に行うこと。
- ② 寄附型自販機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 設置した寄附型自販機は、常に衛生面に配慮し、適宜清掃を実施するなどして、清潔に保つこと。
- ④ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ⑤ 寄附型自販機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応すること。
また、寄附型自販機に故障時等の連絡先を明記すること。

(5) 原状回復

設置事業者は、協定の有効期間満了日までに、原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

(6) 売り上げ実績等の報告

設置事業者は、事業期間中における寄附型自販機の売り上げ実績（売上額、商品単価別販売数）を毎月集計し、大阪府に報告するものとします。

5 応募申込手続き

(1) 申込受付期間

令和6年3月28日（木）から令和6年4月10日（水）（必着）

(2) 申込方法

●郵送による

※封筒等に「寄附型自販機応募申請書在中」と朱書のうえ、「レターパック」、「特定記録郵便」又は「簡易書留」で提出してください。

※持参、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

送付先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号（大阪府咲洲庁舎37階）
大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課
文化創造グループ 寄附型自販機 担当あて

(3) 必要な書類（各1部）

① 応募申請書（大阪府所定様式）

※2施設ご応募いただく場合は、様式1-1、様式1-2それぞれご提出ください。

② 誓約書（大阪府所定様式）

③ **3 応募資格要件**(5)にかかる許認可等の免許証の写しその他

6 参考データ

勤務する職員等の数

所在	人数	備考
大阪府茨木保健所	約80人	
大阪府こころの健康総合センター	約80人	今回設置予定の場所の隣に自動販売機（1台）設置あり

7 設置事業者の選定方法

(1) 提出された申請書類をもとに、以下の審査項目により審査を行います。

【審査項目】

- ・大阪府への寄附率（売上げに対する比率で表示 売上げの〇〇%）※

※設置事業者は、設置した寄附型自販機における販売売上金に対して応募時に提案した寄附率をかけた金額（円未満切り捨て）を折半した額をギャンブル等依存症対策基金及び大阪府文化振興基金のそれぞれに納付するものとします。その際、折半して割り切れない金額が出た場合は、端数となる金額をギャンブル等依存症対策基金に納付するものとします。

- ・寄附率について、最も高い率を提案した者を選定し、設置事業者とします。なお、最も高い率での応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより設置事業者を選定し、1者しか応募がなかった場合は、申請内容に不適當な事項がなければ、当該申請者を協定締結候補者とします。

(2) 失格事由

申請者に次の行為があった場合は、当該事業の選定対象から除外します。

- ① 他の申請者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ② 設置事業者選定終了までの間に、他の申請者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ③ 申請書類に虚偽の記載を行うこと。
- ④ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 協定締結候補者の選定結果

選定結果については、各事業者に書面で通知します。また、最優秀提案事業者の名称及び提案寄附率等については、大阪府のホームページ等で公表します。なお、選定結果に係る質問や異議等は、一切受け付けません。

9 協定締結にかかる手続き

設置事業者に決定した者は、すみやかに次の協定締結関係書類を提出していただきます。

併せて、**3 応募資格要件**(8)に記載する税の納付の証明として、都道府県税事務所の発行する全税目の納税証明書（「都道府県税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3か月以内のものに限る。）を提出し

てください。

《協定締結関係書類》 ※提出部数は各1通

- ① 設置する自動販売機のカatalog (寸法、消費電力のわかるもの)
- ② 証明書類 (発行日から3か月以内のもの)
法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)、印鑑証明書、委任状
- ③ 役員名簿 (氏名〈漢字/ふりがな〉、生年月日、性別、法人名、法人所在地を記載。様式任意)
- ④ 自動販売機の管理関係証明書 (大阪府指定様式)
- ⑤ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者 (応募者) と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し
- ⑥ 自動販売機設置日時等連絡票 (大阪府指定様式)・・・〈自動販売機の設置前に提出〉

10 大阪府警察本部長への個人情報の提供

協定締結候補者が、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であることを確認するため、大阪府は、同条例第24条第2項の規定に基づき、協定締結候補者から提出のあった役員名簿及び誓約書により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供することがあります。

11 設置事業者の確定

設置事業者に決定した者は、大阪府と寄附型自販機の設置事業に関する協定書を締結することにより、設置事業者に確定します。

12 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに協定締結の手続きに応じなかった場合
- ② 設置事業者に決定した者が、協定締結日までに応募者の資格を失った場合

13 その他

協定締結の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課文化創造グループ 担当：福井・植田

電話 06-6210-9305 (ダイヤルイン)